

平成16年分

給与所得の源泉徴収票等の 法定調書の作成と提出の手引



国 税 庁

法定調書には多くの種類がありますが、この手引は、そのうち、多くの方が提出をしなければならないと思われる法定調書について、その作成方法や提出の仕方をまとめたものです。
よくお読みになり、正しい法定調書を期限内に遅れないように提出してください。

平成16年中に次の表に示す支払をした方は、**法定調書を所轄税務署長に、また、給与支払報告書・特別徴収票を関係市区町村長にそれぞれ平成17年1月31日までに提出しなければなりません。**

※ 法定調書の提出枚数は、原則として1枚です。

提出する法定調書の名称	支払の内容	頁
1 給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)	○ 俸給、給料、賞与等の支払	2
2 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票	○ 退職手当、一時恩給等の支払	6
3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	① 原稿料、印税、講演料、工業所有権の使用料等の支払 ② 弁護士、司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士、建築士等への報酬、料金の支払 ③ 外交員、集金人、電力量計の検針人、モデル、プロ野球の選手、プロボクサー、騎手等への報酬、料金、契約金の支払、芸能人への出演料等の支払 ④ パー、キャバレー等のホステス、パンケットホステス、コンパニオン等への報酬、料金の支払 ⑤ 広告宣伝のための賞金、馬主への競馬の賞金の支払	7
4 不動産の使用料等の支払調書	○ 地代、家賃、権利金、更新料、承諾料、名義書換料等の支払	9
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書	○ 土地、建物等の譲受けの代金の支払	11
6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	○ 土地、建物等の売買や貸付けのあっせん手数料の支払	13
1～6以外の法定調書については、「その他の法定調書の一覧表」に法定調書の名称、提出を要する支払等の内容、提出期限、提出範囲が示してあります。		15

【法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について】

- 1 提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を含めてください。ただし、消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて判断しても差し支えありません。
- 2 支払金額の記載に当たっては、原則として消費税等の額を含めて記載してください。ただし、消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて記載しても構いませんが、その場合には、「(摘要)」欄にその消費税等の額を記載してください。

税務署に提出する法定調書は、磁気テープ又は磁気ディスクにより提出することができるほか、インターネットを利用したe-Tax（国税電子申告・納税システム）により提出することもできます。

これらの方法により法定調書を提出するために必要な手続等については、下記のホームページをご覧ください。最寄りの税務署（資料情報担当）へお尋ねください。

○ タックスアンサー

<http://www.taxanswer.nta.go.jp/houtei3.htm>

○ e-Tax

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

※ e-Taxソフト及びe-Taxに関する質問については、全国どこからでも市内通話料で利用できるヘルプデスクが便利です。

受付時間：平日（月～金）の午前9時～午後5時
（祝日等を除きます。）

電話番号：0570-015901



第1 給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書

1 提出しなければならない者

平成16年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）を支払った者です。

【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

受給者の区分		提出範囲
年末調整をしたもの	(1) 法人（人格のない社団や財団を含みます。）の役員（取締役、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしていなくても平成16年中にこれらの役員であった者	平成16年中の給与等の金額が150万円を超えるもの
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等 (所得税法第204条第1項第2号に規定する者)	平成16年中の給与等の金額が250万円を超えるもの
	(3) 上記(1)及び(2)以外の者	平成16年中の給与等の金額が500万円を超えるもの
年末調整をしなかったもの	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ 平成16年中に退職した者、災害により被害を受けたため、平成16年中の給与所得に対する源泉所得税額の徴収の猶予又は還付を受けた者 ロ 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者
		平成16年中の給与等の金額が250万円を超えるもの ただし、法人の役員の場合には50万円を超えるもの
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者 (月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等)	全部 平成16年中の給与等の金額が50万円を超えるもの

2 各欄の記載要領

記入欄名	記載すべき事項
(1) 支払を受ける者	①「住所又は居所」欄 受給者の平成17年1月1日（中途退職者は退職時）現在の住所又は居所を確認して記載してください。 なお、同居又はアパートなどに住んでいる者については、「〇〇方」、「××荘△号」等と付記してください。 (注) 租税条約に基づいて課税の免除を受けている者については、その者から提出された条約に関する届出書を基にして、外国における住所を記載してください。 ②「氏名」欄 必ずフリガナをふり、受給者が法人の役員である場合には、その役職名（例えば、社長、専務、常務、取締役工場長等）を、役員でない場合にはその職務の名称（経理課長、営業係等）を併記してください。 (注) 電子計算機等で事務処理をしている事務所、事業所等において受給者番号を必要とする場合には、「受給者番号」欄を使用してください。
(2) 種別	俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載してください。
(3) 支払金額	平成16年中に支払の確定した給与等（中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。）の総額を記載してください。この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書してください。 ただし、賃金の支払の確保等に関する法律第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、その弁済を受けた金額を含めないで記載してください。
(4) 給与所得控除後の金額	年末調整を行った受給者だけについて、「平成16年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。
(5) 所得控除の額の合計額	年末調整を行った受給者だけについて、給与所得控除後の給与等の金額から控除した、①社会保険料控除、②小規模企業共済等掛金控除、③生命保険料控除、④損害保険料控除、⑤障害者控除、⑥老年者控除、⑦寡婦（寡夫）控除、⑧勤労学生控除、⑨配偶者控除、⑩配偶者特別控除、⑪扶養控除、⑫基礎控除の額の合計額を記載してください。
(6) 源泉徴収税額	①年末調整をした給与等：年末調整定率控除額を控除した後の源泉徴収税額 ②年末調整をしない給与等：平成16年中に源泉徴収すべき税額の合計額 ただし、災害により被害を受けたため給与所得に対する源泉所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。 ※ 源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき税額を徴収していないときは、その未徴収税額を内書してください。

記入欄名	記載すべき事項
(7) 控除対象配偶者の有無等	<p>①「有」、「無」欄 主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をしたかどうかを○印で表示してください。</p> <p>②「従有」、「従無」欄 従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をしたかどうかを○印で表示してください。</p> <p>③「老人」欄 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合に○印で表示してください。</p>
(8) 配偶者特別控除の額	「給与所得者の配偶者特別控除申告書」に基づいて控除した配偶者特別控除額を記載してください。
(9) 扶養親族の数(配偶者を除く)	<p>①「特定」欄 特定扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 左の欄には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、右の欄には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。</p> <p>②「老人」欄 老人扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 左の欄の点線の右側には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、点線の左側には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、右の欄には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。</p> <p>③「その他」欄 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 左の欄には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の扶養親族の数を、右の欄には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の扶養親族の数を記載してください。</p>
(10) 障害者の数(本人を除く)	<p>①「特別」欄 点線の右側には、特別障害者の数を、点線の左側にはそのうち同居する特別障害者の数を記載してください。</p> <p>②「その他」欄 特別障害者以外の障害者の数を記載してください。</p>
(11) 社会保険料等の金額	<p>給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の金額の合計額を記載してください。</p> <p>(注1) 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合にはその給与等の金額から控除した社会保険料等の金額を含みます。</p> <p>(注2) 小規模企業共済等掛金の額については、これを内書してください。</p> <p>※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法第55条第2項第4号に規定する個人型年金加入者掛金を含みます。</p>
(12) 生命保険料の控除額、損害保険料の控除額	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。
(13) 住宅借入金等特別控除の額	年末調整の際に「給与所得者の住宅借入金(取得)等特別控除申告書」に基づいて控除した金額を記載してください。
(14) (摘要)	<p>① 平成16年分所得税の定率減税について、年末調整定率控除額を「年調定率控除額×××円」と記載してください。この場合、「源泉徴収税額」欄には、年末調整定率控除額を控除した後の年税額を記載します。</p> <p>② 年の途中で就職した者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(イ)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した税額、給与等から控除した社会保険料の金額、(ロ)他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、(ハ)他の支払者のもとを退職した年月日</p> <p>③ 賃金の支払の確保等に関する法律第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額</p> <p>④ 控除対象配偶者及び扶養親族の名前</p> <p>⑤ 「災害者」欄に○印を付した者については徴収猶予税額</p> <p>⑥ 年末調整の際、住宅借入金(取得)等特別控除の適用を受けた者については、その適用を受けた家屋を居住の用に供した年月日</p> <p>⑦ 租税条約に基づいて課税の免除を受ける者については、「〇〇条約〇〇条該当」の赤書表示</p> <p>⑧ 「配偶者の合計所得」欄には、配偶者特別控除の適用を受けた受給者について、配偶者の平成16年中の合計所得金額を記載してください。</p> <p>⑨ 「個人年金保険料の金額」欄には、生命保険料の控除額のうち個人年金保険料に係る控除額が含まれている者について、平成16年中に支払った個人年金保険料の金額を記載してください。</p>

記入欄名	記載すべき事項
	<p>⑩ 「長期損害保険料の金額」欄には、損害保険料の控除額のうち長期損害保険料に係る控除額が含まれている者について、平成16年中に支払った長期損害保険料の金額を記載してください。</p> <p>⑪ 「夫あり」から「外国人」までの各欄は、受給者が該当する事項の各欄にそれぞれ○印を付して表示してください。</p> <p>(注)1 未成年者とは、昭和60年1月3日以後に生まれた人をいいます。</p> <p>(注)2 「寡婦」欄の「特別」とは、寡婦控除の特例を受ける寡婦をいいます。</p> <p>⑫ 年の中途で就職や退職(死亡退職を含みます。)した者については「中途就・退職」の該当欄に○印を付し、その年月日を記載してください。</p> <p>⑬ 「受給者生年月日」欄には、受給者の生年月日を記入してください。</p>
(15) 支払者	給与等を支払った者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記載してください。

3 その他の注意事項

- 「給与所得の源泉徴収票」は、上記1の提出範囲にかかわらず、すべての受給者について作成の上、平成17年1月31日まで(年の中途で退職した者の場合は、退職の日以後1か月以内)に受給者に交付しなければなりません。
 なお、「すべての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する外国人労働者も含まれますので、必ず当該外国人労働者に「給与所得の源泉徴収票」を交付するよう留意してください。
- 「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、平成17年1月1日現在において給与等の支給を受けているすべての受給者のものを関係市区町村(原則として受給者の平成17年1月1日現在の住所地の市区町村)に提出してください。
- 上記1(2)は、弁護士等に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの者に報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となることにご注意ください。
- 税務署へ提出する給与所得の源泉徴収票のうち、日本と情報交換の規定を有する租税条約を締結している各国(表1)に住所(居所)がある者の「給与所得の源泉徴収票」については同じものを**2枚提出**してください。

【表1】

アイルランド	アメリカ合衆国	アルメニア	イスラエル	イタリア
インド	インドネシア	ウクライナ	ウズベキスタン	英国
エジプト	オーストラリア	オーストリア	オランダ	カナダ
キルギス	グルジア	ザンビア	シンガポール	スウェーデン
スペイン	スリランカ	スロバキア	タイ	大韓民国
タジキスタン	チェコ	中華人民共和国 [※]	デンマーク	ドイツ
トルクメニスタン	トルコ	ニュージーランド	ノルウェー	パキスタン
ハンガリー	バングラデシュ	フィジー	フィリピン	フィンランド
ブラジル	フランス	ブルガリア	ベトナム	ベラルーシ
ベルギー	ポーランド	マレーシア	南アフリカ共和国	メキシコ
モルドバ	ルーマニア	ルクセンブルグ	ロシア	

[※] 香港及びマカオを除く。

- 「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数

税務署へ提出を要する受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を税務署提出用と受給者交付用として各1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計4枚、税務署へ提出を要しない受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計3枚を作成してください。

税務署へ提出を要する受給者分		税務署へ提出を要しない受給者分	
① 給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)	1枚	① 給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)	×
② 給与所得の源泉徴収票(受給者交付用)	1枚	② 給与所得の源泉徴収票(受給者交付用)	1枚
③ 給与支払報告書(市区町村提出用)	2枚	③ 給与支払報告書(市区町村提出用)	2枚
計	4枚	計	3枚

第2 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

1 提出しなければならない者

平成16年中に退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与（社会保険制度に基づく退職一時金や国税庁長官の承認を受けたいわゆる企業年金制度に基づく一時金で退職所得とみなされるものも含まれます。以下「退職手当等」といいます。）を支払った者です。

ただし、死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」を提出することになりますので、この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は提出する必要がありません。

【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲】

平成16年中に支払が確定した退職手当等の受給者が、法人（人格のない社団や財団を含みます。）の役員（取締役、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）であった者

（注）退職所得の源泉徴収票は、提出範囲にかかわらず、退職後1か月以内にすべての受給者に交付しなければなりません。

2 各欄の記載要領

記入欄名	記載すべき事項
(1) 支払を受ける者	①「住所又は居所」欄 源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載してください。 ②「氏名」欄 役職名は、退職直前の役職名を記載してください。
(2) 区分	①上段 平成16年中に他から退職手当等の支払を受けていない旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出した受給者について記載してください。 ②中段 平成16年中に他からも退職手当等の支払を受けている旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出した受給者について記載してください。 ③下段 「退職所得の受給に関する申告書」の提出がないため100分の20の税率を適用して所得税を源泉徴収した受給者について記載してください。
(3) 支払金額	平成16年中に支払の確定した退職手当等の金額を記載してください。 この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書してください。
(4) 源泉徴収税額	平成16年中に源泉徴収すべき所得税の税額(上の(3)に対応する税額)を記載してください。
(5) 特別徴収税額	平成16年中に特別徴収すべき地方税の税額(上の(3)に対応する税額)を記載してください。
(6) 退職所得控除額	退職所得に対する源泉徴収税額の計算に当たり控除した金額を記載してください。
(7) 勤続年数	退職所得に対する源泉徴収税額の計算の基礎となった勤続年数を記載してください。 (注) 勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として計算してください。
(8) (摘要)	① 次の(イ)又は(ロ)に該当するときは、これらの期間を今回の退職手当等の計算の基礎に含めた旨、含めた期間、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎 (イ) 平成15年以前に、他の支払者のもとに勤務したことがあり、かつ、その者から前に退職手当等の支払を受けている場合において、当該前の退職手当等の支払者のもとに勤務した期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき (ロ) 平成15年以前に、その者に退職手当等を支給している場合において、当該前の退職手当等の計算の基礎とした期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき ② 平成16年中に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等の一部が、平成12年から平成15年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合(前記の①に該当するときは除く。)には、勤続期間等が重複している旨、重複している部分の期間、その期間内に支払を受けた退職手当等の収入金額、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎 ③ 障害者となったため退職したことにより100万円を加算した額の控除を受けた者については、㊦の表示
(9) 支払者	退職手当等を支払った者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記載してください。

3 その他の注意事項

- (1) 税務署へ提出する「退職所得の源泉徴収票」のうち、日本と情報交換の規定を有する租税条約を締結している各国(4ページ【表1】参照)に住所(居所)がある者の「退職所得の源泉徴収票」については、同じものを2枚提出してください。
- (2) 特別徴収票の提出先は、受給者の平成16年1月1日現在の住所地の市区町村です。
- (3) 「退職所得の源泉徴収票」の提出期限は退職後1か月以内ですが、取りまとめて、平成17年1月31日までに提出しても差し支えありません。
なお、「退職所得の特別徴収票」の提出期限は、退職後1か月以内です。
- (4) 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の作成
「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は同じ様式ですので、税務署や市区町村に提出しなければならない受給者については、同じものを3枚作成してください。
また、税務署や市区町村に提出する必要のない受給者分については、受給者交付用として1枚だけ作成してください。

4 記載例

平成16年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-2			
	平成16年1月1日の住所	同上			
	フリガナ氏名	退職名) 専務 国税二郎			
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		
			市町村民税	道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第28条の6第1項第1号適用分	10,000,000	100,000	26,800	17,900	
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第28条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分					
退職所得控除額	800 万円	勤続年数	20 年	就職年月日	昭和60年4月1日
				退職年月日	平成16年12月19日
(摘要)					
支払者	住所(居所)又は所在地	名古屋市東区主税町3-18			
	氏名又は名称	〇〇商事 株式会社 (電話) 052-xxxx-xxxx			

(注)

- 1 この記載例は、他から退職手当等の支払を受けていない旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出している者の例です。
- 2 この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の記載に当たっては、「平成16年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の裏面の「退職所得の税額計算」欄などを基にして必要な事項を転記します。

第3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

1 提出しなければならない者

平成16年中に所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金(以下、「報酬、料金等」といいます。)を支払った者です。

【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の提出範囲】

区分	提出範囲
(1) 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金	同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
(2) バー、キャバレー等のホステス、パンケットホステス、コンパニオン等の報酬、料金	
(3) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの ただし、国立病院、公立病院、その他の公共法人等に支払うものは提出する必要はありません。
(4) 広告宣伝のための賞金	同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
(5) 馬主が受ける競馬の賞金	平成16年中の1回の支払賞金額が75万円を超えるものの支払を受けた者に係るその年中のすべての支払金額
(6) プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金	同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
(7) (1)から(6)以外の報酬、料金等	

2 各欄の記載要領

記入欄名	記載すべき事項
(1) 支払を受ける者	「住所(居所)又は所在地」欄には、支払調書を作成する日の現況における受給者の住所(居所)又は所在地を確認して記載してください。
(2) 区分	報酬、料金等の名称を、例えば、原稿料、印税、さし絵料、翻訳料、脚本料、作曲料、講演料、教授料、著作権や工業所有権の使用料、放送謝金、映画・演劇の出演料、弁護士報酬、税理士報酬、社会保険労務士報酬、外交員報酬、ホステス等の報酬、契約金、広告宣伝のための賞金、競馬の賞金、診療報酬のように記載してください。 なお、印税については、「書下ろし初版印税」と「その他の印税」との区分を記載してください。
(3) 細目	次の区分により記載してください。 ①印税・・・・・・・・・・・・・・・・・・書籍名 ②原稿料、さし絵料・・・・・・・・・・支払回数 ③放送謝金、映画・演劇の俳優等の出演料・・・・出演した映画、演劇の題名等 ④弁護士等の報酬、料金・・・・・・・・関与した事件名等 ⑤広告宣伝のための賞金・・・・・・・・賞金の名称等 ⑥教授料・・・・・・・・・・講義名等
(4) 支払金額	平成16年中に支払の確定したものを記載してください。 この場合、控除額以下であるなどのため源泉徴収されなかった報酬、料金等や未払の報酬、料金等についても記載漏れのないように注意してください。 なお、支払調書の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書してください。
(5) 源泉徴収税額	平成16年中に源泉徴収すべき税額を記載してください。 この場合、支払調書の作成日現在で未払のものがあるため源泉徴収すべき税額を徴収していないときは、その未徴収税額を内書してください。 なお、災害により被害を受けたため、報酬、料金等に対する源泉所得税の徴収の猶予を受けた税額があるときは、その税額を含めなくて記載してください。
(6) (摘要)	①診療報酬のうち、家族診療分については「家族」の表示とその金額 ②災害により被害を受けたため、報酬、料金等に対する源泉所得税の徴収の猶予を受けた税額がある場合には、㊸の表示と猶予税額 ③広告宣伝のための賞金が金銭以外のものである場合、その旨とその種類等の明細 ④支払を受ける者が「源泉徴収の免除証明書」を提出した者である場合、その他法律上源泉徴収を要しない者である場合には、その旨
(7) 支払者	報酬、料金等を支払った者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記載してください。

3 その他の注意事項

- ①法人(人格のない社団等を含みます。)に支払われる報酬、料金等で源泉徴収の対象とならないもの、②支払金額が源泉徴収の限度額以下であるため源泉徴収をしていない報酬、料金等についても、提出範囲に該当するものはこの支払調書を提出することになっていますからご注意ください。
- 税務署へ提出するこの支払調書は、通常受給者のものについては1枚ですが、日本と情報交換の規定を有する租税条約を締結している各国(4ページ【表1】参照)に住所(居所)がある者の支払調書については、同じものを2枚提出してください。
- 支払調書の作成日現在で未払のものがある場合には、源泉徴収税額を見積りによって記載します。
なお、その後現実に徴収した所得税の額が当該見積税額と異なることとなったときは、当初提出した支払調書と同一内容のものを作成し、右上部の欄外に赤書きで「無効分」と表示したうえ、正当税額を記載した支払調書の右上部の欄外に赤書きで「訂正分」と表示したものと併せて提出してください。
- 消費税等の取扱いについては、1ページ「法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法」を参照してください。

4 記載例

平成16年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1			
	氏名又は名称	国税三郎			
区分	細目	支払金額		源泉徴収税額	
外交員報酬		内	2,654,000	内	121,400
(摘要)					
支払者	住所(居所)又は所在地	川口市西川口4-6-18			
	氏名又は名称	株式会社 ○○販売		(電話)048-XXX-XXXX	

(注)

この記載例は、外交員報酬を次のように支払っている場合の例です。

- 1 月から12月までの報酬の支払総額2,654,000円(給与等の支払金額なし)
- 2 1のうち、支払調書作成日現在において未払のものの合計金額250,000円

第4 不動産の使用料等の支払調書

1 提出しなければならない者

平成16年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶(総トン数20トン以上のものに限り)、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価(以下、これらの対価を「不動産の使用料等」といいます。)を支払った法人(国、都道府県等の公法人を含みます。)と不動産業者である個人です。

ただし、不動産業者である個人のうち、建物の賃貸借の代理や仲介を主な事業目的とする者は提出義務がありません。また、法人に支払われる不動産の使用料等のうち、権利金、更新料等のみを提出してください。

(注) 権利金、更新料等の種類については、次の3(1)を参照してください。

【不動産の使用料等の支払調書の提出範囲】

同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が15万円を超えるもの

2 各欄の記載要領

記入欄名	記載すべき事項
(1) 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況における不動産の所有者又は転貸人の住所(居所)、本店又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称を確認して記載し、単に屋号のみを記入することがないようにしてください。
(2) 区分	支払の内容等に応じ、地代、家賃、権利金、更新料、承諾料、名義書換料、船舶の使用料のように記載してください。
(3) 物件の所在地	その地代、家賃等の支払の基礎となった物件の所在地を記載してください。この場合、船舶又は航空機については、船籍又は航空機の登録をした機関の所在地を記載してください。
(4) 細目	土地の地目(宅地、田畑、山林等)、建物の構造、用途等を記載してください。
(5) 計算の基礎	平成16年中の賃借期間、単位当たり賃借料、戸数、面積等を記載してください。
(6) 支払金額	平成16年中に支払の確定した金額(未払の金額を含む)を「区分」欄の支払内容ごとに記載してください。
(7) (摘要)	① 不動産の使用料等が地上権、賃借権、その他土地の上に存する権利の設定による対価である場合は、その設定した権利の存続期間 ② 不動産等の借受けについてあっせん手数料を支払っている場合で、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」の作成、提出を省略する場合には、「あっせんをした者」欄にあっせんをした者の住所(居所)、本店又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称があっせん手数料の「支払確定年月日」、「支払金額」
(8) 支払者	不動産の使用料等を支払った者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記載してください。

3 その他の注意事項

- (1) 不動産の使用料等には土地、建物の賃借料だけでなく、次のようなものも含まれます。
- イ 地上権、地役権の設定あるいは不動産の賃借に伴って支払われるいわゆる権利金（保証金、敷金等の名目のものであっても返還を要しない部分の金額及び月又は年の経過により返還を要しないこととなる部分の金額を含みませす。）、礼金
 - ロ 契約期間の満了に伴い、あるいは借地の上にある建物の増改築に伴って支払われるいわゆる更新料、承諾料
 - ハ 借地権や借家権を譲り受けた場合に地主や家主に支払われるいわゆる名義書換料
- (2) 催物の会場を賃借する場合のような一時的な賃借料、陳列ケースの賃借料、広告等のための塀や壁面等のように土地、建物の一部を使用する場合の賃借料についても、この支払調書を提出しなければなりません。
- (3) 支店等（本店や主たる事務所以外の事務所、事業所等をいいます。）が支払った不動産の使用料等について本店（本店や主たる事務所をいいます。）が取りまとめて本店の所在地の所轄税務署に支払調書を提出しても差し支えありません。
- この場合には、「不動産の使用料等の支払調書合計表」に、その旨を表示した上、その合計表を本店と支店等からそれぞれの所在地を所轄する税務署へ提出してください。
- (4) 消費税等の取扱いについては、1ページ「法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法」を参照してください。

4 記載例

平成16年分 不動産の使用料等の支払調書

支払を受ける者	住所（居所）又は所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1			
	氏名又は名称	国税四郎			
区分	物件の所在地	細目	計算の基礎	支払金額	
家賃	〇〇市△△町1-1	鉄骨造2階建店舗	120㎡（一戸） 1~12月 月200,000	2	400,000
地代	〇〇市××町1-1	宅地	300㎡（一戸） 1~12月 月50,000	6	600,000
更新料	同上	同上	300㎡（一戸） 1㎡15,000	4	500,000
(摘要)					
借地権の存続期間 平成16. 1. 1~ 平成45. 12. 31					
あつせんをした者	住所（居所）又は所在地		支払確定年月日	あつせん手数料	
	氏名又は名称		年月日		
支払者	住所（居所）又は所在地	福岡市中央区天神4-8-28			
	氏名又は名称	〇〇興業 株式会社		(電話)092-xxxx-xxxx	

(注)

この記載例は、同一人に対して家賃、地代、更新料を支払っている場合の例です。

第5 不動産譲受けの対価の支払調書

1 提出しなければならない者

平成16年中に譲り受けた不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数20トン以上のものに限り）、航空機（以下、これらの資産を「不動産等」といいます。）の対価を支払った法人（国、都道府県等の公法人を含みます。）と不動産業者である個人です。

ただし、不動産業者である個人のうち、建物の賃貸借の代理や仲介を主な事業目的とする者は提出義務がありません。

【不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出範囲】

同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が100万円を超えるもの

2 各欄の記載要領

記入欄名	記載すべき事項
(1) 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況における不動産等の譲渡者の住所(居所)、本店又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称を確認して記載してください。
(2) 物件の種類	その譲り受けた不動産等の種類に応じ、土地、借地権、建物、船舶、航空機のように記載してください。
(3) 物件の所在地	その譲受けの対価の支払の基礎となった物件の所在地を記載してください。この場合、船舶又は航空機については、船籍又は航空機の登録をした機関の所在地を記載してください。
(4) 細目	土地の地目(宅地、田畑、山林等)、建物の構造、用途等を記載してください。
(5) 数量	土地の面積、建物の戸数、建物の延面積等を記載してください。
(6) 取得年月日	不動産等の所有権、その他の財産権の移転のあった年月日を記載してください。
(7) 支払金額	平成16年中に支払の確定した金額（未払の金額を含みます。）を記載してください。 なお、不動産等の移転に伴い、各種の損失の補償金(次の(8)ニ参照)を支払った場合には、「物件の所在地」欄の最初の行に「支払総額」と記載した上、これらの損失の補償金を含めた支払総額を記載してください(記載例2)。
(8) (摘要)	イ 譲受けの態様(売買、競売、公売、交換、収用、出資等の別) ロ 譲受けの態様が売買である場合には、その代金の支払年月日、支払年月日ごとの支払方法(現金、小切手、手形等の別)及び支払金額 ハ 譲受けの態様が交換である場合には、相手方に交付した資産の種類、所在地、数量等その資産の内容 ニ 不動産等の譲受けの対価のほか支払われる補償金については、次の区分による補償金の種類と金額 ①建物等移転費用補償金 ②動産移転費用補償金 ③立木移転費用補償金 ④仮住居費用補償金 ⑤土地建物等使用補償金 ⑥収益補償金 ⑦経費補償金 ⑧残地等工事費補償金 ⑨その他の補償金 ホ 不動産等の譲受けに当たってあっせん手数料を支払っている場合で、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」の作成及び提出を省略する場合には、「あっせんをした者」欄にあっせんをした者の住所(居所)、本店又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称やあっせん手数料の「支払確定年月日」、「支払金額」
(9) 支払者	不動産等の譲受けの対価を支払った者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記載してください。

3 その他の注意事項

- (1) 「不動産等の譲受け」には、売買のほか、交換、競売、公売、収用、現物出資等による取得も含まれます。
- (2) 支店等が支払った不動産等の譲受けの対価について、本店が取りまとめて本店の所在地の所轄税務署に支払調書を提出しても差し支えありません。
この場合には、「不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表」に、その旨を表示した上、その合計表を本店と支店等からそれぞれの所在地を所轄する税務署へ提出してください。
- (3) 公共事業施行者等が、法律の規定に基づいて行う買取り等の対価を支払う場合は、そのすべてのものを、四半期に1回提出(提出期限は、各四半期末の翌月末日)することになっています。
- (4) 消費税等の取扱いについては、1ページ「法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法」を参照してください。

4 記載例
記載例1

平成16年分 不動産等の譲受けの対価の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	北海道札幌市中央区大通西10丁目				
	氏名又は名称	国税 五郎				
物件の種類	物件の所在地	細目	数量	取得年月日	支払金額	
土地	〇〇市△△町1-1	宅地	165㎡	16・12・6	25	000 000
(摘要) 売買 16.11.10 現金 2,500,000						
16.12.16 小切手 22,500,000						
あつせんをした者	住所(居所)又は所在地	札幌市西区寒寒4条1-7-1		支払確定年月日	あつせん手数料	
	氏名又は名称	札幌太郎		16・11・10	750	000
支払者	住所(居所)又は所在地	札幌市豊平区月寒東1条5-3-4				
	氏名又は名称	株式会社 〇〇書店 (電話) 011-xxxx-xxxx				

(注)
この記載例は、土地の対価と土地の譲受けに伴って支払ったあつせん手数料とを併記した場合の支払調書の例です。

記載例2

平成16年分 不動産等の譲受けの対価の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	北海道札幌市北区北31条西7丁目3-1				
	氏名又は名称	国税 六郎				
物件の種類	物件の所在地	細目	数量	取得年月日	支払金額	
		支払総額			22	600 000
土地	〇〇市△△町1-2	宅地	165㎡	16・6・2	20	000 000
(摘要) 売買 16.5.7 小切手 10,000,000 建物移転費用補償金 2,500,000						
16.6.2 小切手 12,600,000 仮住居費用補償金 100,000						
あつせんをした者	住所(居所)又は所在地			支払確定年月日	あつせん手数料	
	氏名又は名称					
支払者	住所(居所)又は所在地	札幌市厚別区厚別東4条4丁目8-8				
	氏名又は名称	〇〇工業 株式会社 (電話) 011-xxxx-xxxx				

(注)
1 この記載例は、土地の対価2,000万円と土地の譲受けに伴って損失補償金260万円を支払った場合の支払調書の例です。
2 取得した資産の対価以外に損失の補償金を支払う場合には、それらの補償金を含めた支払総額を「支払金額」欄の最初の行に記載します。

第6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

1 提出しなければならない者

平成16年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数20トン以上のものに限り）、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料（以下、これらの手数料を「不動産売買等のあっせん手数料」といいます。）を支払った法人（国、都道府県等の公法人を含みます。）と不動産業者である個人です。

ただし、不動産業者である個人のうち、建物の賃貸借の代理や仲介を主な事業目的とする者は提出義務がありません。

【不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出範囲】

同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が15万円を超えるもの

2 各欄の記載要領

記入欄名	記載すべき事項
(1) 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況における不動産等の売買又は貸付けのあっせんをした者の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称を確認して記載してください。
(2) 区分	譲渡、譲受け、貸付け、借受けのように記載してください。
(3) 支払金額	平成16年中に支払の確定した金額（未払の金額を含みます。）を「区分」欄の支払内容ごとに記載してください。
(4) あっせんに係る不動産等	イ「物件の種類」欄：土地、借地権、地役権、建物等 ロ「数量」欄：土地の面積、建物の戸数、延べ面積等 ハ「取引金額」欄：売買や貸付けの対価の額（賃貸借の場合には単位当たりの賃貸借料）
(5) 支払者	不動産売買等のあっせん手数料を支払った者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記載してください。

3 その他の注意事項

- 「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産の譲受けの対価の支払調書」の「(摘要)」欄の「あっせんをした者」欄に、あっせんをした者の「住所（所在地）」、「氏名（名称）」やあっせん手数料の「支払確定年月日」、「支払金額」を記載して提出する場合には、この支払調書の作成、提出を省略することができます。
- 支店等が支払った不動産売買等のあっせん手数料について、本店が取りまとめて本店の所在地の所轄税務署に支払調書を提出しても差し支えありません。この場合には、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表」に、その旨を表示した上、その合計表を本店と支店等からそれぞれの所在地を所轄する税務署へ提出してください。
- 消費税等の取扱いについては、1ページ「法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法」を参照してください。

4 記載例

平成16年分 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	熊本県熊本市二の丸1番2号				
	氏名又は名称	国税七郎				
区分		支払確定年月日	支払金額			
譲渡		年 月 日 16・6・2		千 円	円	
				750	000	
あっせんに係る不動産等	物件の種類	物件の所在地	数量	取引金額		
	土地	〇〇市△△町1-1	165㎡	25	000 000	
(摘要)						
支払者	住所(居所)又は所在地	熊本市東町3-2-53				
	氏名又は名称	株式会社 〇〇物産 (電話) 096- xxxx-xxxx				

(注)
「不動産の使用料等の支払調書」、
「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の「あっせんをした者」欄に記載した場合には、提出する必要はありません。

○ **提出した法定調書に誤りがあった場合の訂正方法について**

次のものを作成し、提出してください。

- (1) 先に提出した法定調書の写し（右上欄外に「無効分」と赤表示してください。）
- (2) 正当な法定調書
- (3) 先に提出した合計表（控）の写し
（上部余白部分に「訂正分」と赤表示した上、訂正箇所を二重線で抹消し、正当額を記載してください。）

○ **給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表について**

これまでに説明した法定調書を税務署に提出する場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を添えて提出することとなっています。

なお、税務署から合計表等の書類が送付されている方で、本年度に提出すべき法定調書がない方については、お手数ですが合計表の「摘要」欄に「該当なし」と記載の上、提出をお願いします。



その他の法定調書の一覧表

(平成16年8月1日現在)

法定調書の提出を要する場合	法定調書の名称	提出期限	提出範囲
公社債・預貯金の利子の支払、合同運用信託・公社債投資信託・公募公社債等運用投資信託の収益の分配等をしたとき	利子等の支払調書	平成17年1月31日 ただし、1回の支払ごとに支払調書を作成する場合は、支払確定日（無記名のものについては支払った日。以下同じ。）の翌末日	支払金額が年3万円を超えるもの ただし、1回の支払ごとに支払調書を作成する場合は、1万円（計算期間が6か月以上1年未満のときは5千円、6か月未満のときは2千5百円）を超えるもの (注)原則として法人に支払われるものについての提出を要する。
定期積金の給付補てん金、銀行法第2条第4項の契約に基づく給付補てん金、抵当証券の利息、貴金属（これに類する物品を含む。）の売戻し条件付売買の利益、外貨投資口座等の為替差益、一時私養老保険等の差益、懸賞金付預貯金等の懸賞金等で一定のものの支払をしたとき	定期積金の給付補てん金等の支払調書	平成17年1月31日 ただし、1回の支払ごとに支払調書を作成する場合は、確定日の翌末日	支払金額が年50万円を超えるもの (ただし、⑥不動産の譲受けの対価の支払調書については、支払金額が100万円を超えるもの)
利益の配当、剰余金の分配、基金利息の支払をしたとき	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	支払確定日から1か月以内	1回の支払金額が5万円（計算期間が1年以上のものは10万円）を超えるもの
生命保険契約等の一時金の支払をしたとき	生命保険契約等の一時金の支払調書	平成17年1月31日	1回の支払金額が100万円を超えるもの
生命保険契約等の年金の支払をしたとき	生命保険契約等の年金の支払調書		支払金額が年20万円を超えるもの
損害保険代理報酬の支払をしたとき	損害保険代理報酬の支払調書		
非居住者に対して次の支払をしたとき ① 給与等又は弁護士、芸能人の報酬あるいは広告宣伝のための賞金 ② 人的役務の提供に対する対価 ③ 工業所有権、ノウハウ、著作権等の使用料又は譲受けの対価 ④ 業務の用に供している借入金の利子 ⑤ 不動産、不動産の上に存する権利、船舶、航空機、採石権、租鉱権の使用料等 ⑥ 譲受けた不動産、不動産の上に存する権利等に対する対価 ⑦ 機械装置、車両、運搬具、工具、器具、備品の使用料	非居住者に支払われる ① 給与、報酬、年金及び賞金 ② 人的役務提供事業の対価 ③ 工業所有権の使用料等 ④ 借入金の利子 ⑤ 不動産の使用料等 ⑥ 不動産の譲受けの対価 ⑦ 機械等の使用料の支払調書		
受託した信託の決算をしたとき	信託の計算書	信託会社：事業年度終了後、1か月以内 その他の者： 平成17年1月31日	支払金額の合計額が3万円（計算期間が1年未満の場合は1万5千円）を超えるもの
業務に関連して他人のために名義人として配当等を受領したとき	名義人受領の配当所得の調書	平成17年1月31日	名義人として受領する金額の各人別の受領額が年5万円を超えるもの
譲渡性預金の譲渡又は譲受けに関する告知書を受領したとき	譲渡性預金の譲渡等に関する調書	受理した日の翌末日	全部

(注) 上記のほか、次のような法定調書があります。

- ① **所得税法上の法定調書**：公的年金等の源泉徴収票、国外公社債等の利子等の支払調書、国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書、投資信託又は特定目的信託収益の分配の支払調書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書（支払通知書）、自己の株式の取得等の場合の支払調書（支払通知書）、匿名組合契約等の利益の分配の支払調書、損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書、損害保険契約等の年金の支払調書、名義人受領の利子所得の調書、株式等の譲渡の対価の支払調書、無記名割引債の償還金の支払調書、交付金銭等の支払調書、新株予約権の行使に関する調書、信託受益権の譲渡の対価の支払調書（未施行）
- ② **租税特別措置法上の法定調書**：特定新株予約権等の付与に関する調書、特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書（特定短期国債等の譲渡対価の支払調書）、特定振替国債等の償還金等の支払調書（特定短期国債等の償還金の支払調書）、先物取引に関する調書、特定口座年間取引報告書
- ③ **相続税法上の法定調書**：生命保険金・共済金受取人別支払調書、損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書、退職手当等受給者別支払調書、信託に関する受益者別（委託者別）調書
- ④ **内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律上の法定調書**：国外送金等調書

詳しくは、最寄りの税務署（資料情報担当）へお尋ねください。